

特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることにより地域農業を支える気運を醸成すること等を目的に川崎市が行う「菅生地域交流農園」に関する特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、川崎市（以下「市」という。）が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び市が貸付農地について取得しようとする使用及び収益を目的とする権利の種類は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は次のとおりとする。

- (1) 貸付け期間は、2年間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年額2,000円とする。
- (3) 貸付面積は1区画おおむね10㎡とし、1人当たり1区画とする。
- (4) 区画の一部を地域住民が優先して利用することができるものとする。
- (5) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、借受者及び地域生産者等で組織する管理組合（以下「管理組合」という。）に属さなければならぬものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。
- (4) 野菜もしくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (5) 指定された区画以外に立ち入る等他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 火気を使用すること。
- (7) 近隣の土地に立ち入ったり、農作業で発生したごみの放置及び周辺道路への駐車等近隣住民に迷惑を及ぼすこと。
- (8) その他、地域農園の設置目的に反すること。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は公募とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、別に定める方法により指定された期日

までに、市に申込まなければならないものとする。

- 2 前項の申込みをすることができる者は、市に在住の者とする。また、利用は1世帯1区画に限るものとし、既に市が開設する他の農園を借受けている者は、申し込むことはできないものとする。

(選考の方法)

第7条 市は、第6条第1項の規定に基づき申込みをした者から借受者を決定するものとする。

- 2 申込みをした者が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。この際、区画の一部は地域自治会等の者を優先して借受者を決定することができるものとする。

- 3 市は、本条第1項又は第2項により借受者を決定した場合は、その旨を当該者に地域農園利用決定通知書で、通知するものとする。

(貸付農地の維持・管理)

第8条 貸付農地の維持・管理は管理組合が行うものとする。

- 2 市は、貸付農地及び施設の適正な維持・管理を図るため、管理組合と貸付農地の管理に関する次の各号を内容とする協定を締結する。

- (1) 貸付農地及び施設の適正な管理に関する事項
- (2) その他必要な事項

(貸付契約の解約等)

第9条 次の各号の1つに該当するときは、貸付を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付の解約を申し出たとき
- (2) 第4条第2項各号に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき
- (4) 市がやむをえない事情により貸付農地を確保できなくなったとき

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき又は第9条の規定により解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

附 則

この規程は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。